平成２８年（フ）第６８１号
広島県廿日市市大野中央５丁目９番39号
債務者　横谷　勝美
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６８２号
広島県廿日市市大野中央５丁目９番39号
債務者　横谷　正浩
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６９３号
広島市南区宇品御幸２丁目10番２号
債務者　ル・シャトンこと　大下由理香
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７２２号
広島市中区河原町13番13―1106号
債務者　仁田　敦子
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３７１号
鹿児島県鹿児島市宇宿３丁目45番21号
債務者　安藤　弘人
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３８０号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目4119番地（原田ルーエビル1006号）
債務者　川畠　眞人
1　決定年月日時　平成28年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３８５号
鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦2445番地19（平和Ｂ社宅202号）
債務者　森下　　麗
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３８号
北海道標津郡中標津町大通北４丁目１番地３さかえ団地407
債務者　阿部　清美
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２８年（フ）第１９４号
長野県松本市征矢野２丁目４番28号　マイパレス３－Ｃ
債務者　奥原　晴美
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１４１号
徳島県鳴門市北灘町櫛木字観音面83番地１
債務者　小森　貴仁
1　決定年月日時　平成28年11月16日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７１号
福岡県宮若市鶴田1881番地７、前住所福岡県鞍手郡小竹町大字新多1381番地（栄町団地175号）
債務者　村山美智恵
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第９７号
岩手県北上市村崎野14地割434番地29
債務者　南里　淳子
1　決定年月日時　平成28年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第７号
栃木県真岡市物井5023番地１
債務者　保坂　圭太
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２８年（フ）第７４号
長野県北佐久郡軽井沢町大字発地1150番地５風越団地第６―54号
債務者　福井　荒野
1　決定年月日時　平成28年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２８年（フ）第５７９号
兵庫県西宮市鳴尾町２丁目８番２号
債務者　松本　博子
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５９７号
兵庫県尼崎市東園田町２丁目76番地の１　グレーセス・ヒーロー201
債務者　汐﨑　和雄
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３８号
高知県四万十市下田1601番地
債務者　石橋　雪子
1　決定年月日時　平成28年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
高知地方裁判所中村支部